



れ又それだけを取上げると、消費者のためにも何か二十四高というふうになるのでありますけれども、直接消費者も拂うわけでもなく、又これが粉となり、精麦となつて行きます場合に、一斗なり或いは五升なりというふうな売り方になりますときには、要するに別にこれは目立つような負担ではないのではなからうか。ただ全体を集めて見ますと、全体としましてはやはり四億なり五億なりの検査手数料という形で政府には入つて来るわけでありまして、全体から見れば、これを多少でも取るという事は、確かに農家の経済或いは消費者の家計に及ぼす影響はあると思ひます。ただこれが先ほど申しましたように、買入れの値段の中に、或いは又売渡しの値段の中に含まれて行くという点においては、耐えられない程度の負担には相成らんのかやないかというふうに考へます。この点は検査料その他につきましては、十分検討をしておきませんので、一応の私考の方を申し上げておきます。

○飯島達次郎君 只今の次官の御答弁は、別に昨日までに伺つた食糧庁長官の答弁の域を何ら出ておりません。そういう御答弁なら、改めて二回も繰返して伺ふ必要はない。下げる意思があるかないかというところだけはつきりして頂きたい。これ以上もう下げられないなら下げられないで結構です。又検討した上で下げる用意があるならある、こういうふうな答えて頂ければ、その一言だけでたくさんであります。そこを一つもう一度念を押しておきます。

○政府委員(野原正勝君) この食糧検査法に伴ひまして、食糧検査の行き方というものが、従来食糧特別会計の中で賄つておつた。これが一応食糧特別会計の中とは言ひながら、検査料といふものによつて独立した形で採算をとつておるわけなのであります。そうなりますと、実はいろいろ経緯もございまして、米、麦その他の穀類に検査一俵当り幾らというふうな基準を以て、現在の食糧庁の検査の人員等もそれで割振つておるようでありまして、この検査の機構を考えた場合に、それらの点も実は考へて料金のほうもきめておるというふうな何つておりますので、これを余り下げますという、或いは食糧の検査人員を少し減らさなければならぬとか、或いは待遇の点を考へなければならぬということになりますと、現在考へております食糧検査を充実し、銘柄等を十分はつきりさせまして、取引の円満を期したいというふうな考へております政府の施策として、或いはどうも思ふように行かない場合もあると考へられるじやないかというふうになりますので、今のところこれを下げることにについては、いろいろと工合の悪い面があるというふうな何つておきます。

○小林亦治君 今の政務次官の御説明なんです、十一條の問題なんです。二十四必ずしも高くない、耐えられない負担でないとおつしやつていられますが、先ほど飯島君が御指摘したように、昭和九年には一包装二銭であつた。この米価と比較して見ますと、昭和九年當時は二十四銭か五銭の米価なんです。それと現在の米価が丁度三百何十倍、それと比較して見ますという、丁度千倍の値上りになるの

であります。耐えられる耐えられないというところは問題でないものであります。やはり一つの行政上の均衡の問題としてこれは少し高過ぎる、できるならば一つの農産物の強制管理の性格を持つておる本法の場合においては、十一條の二十四という手数料は全廃すべきものだ、こういうふうな考へる。理想論かも知れませんが、取るべきものであるという考へを先ず捨ててもらわなければならぬことが第一ではないかと思ふのであります。そういう誠意が、御認識が政務次官の御説明の中に何らありませんので、御戒告を申し上げます。次第なのであります。

それからこの二十條です。費用の負担、これもやはり一つの農産物の国家による強制管理の性格を持つておる本法のごとき場合においては、これは受検者の全額負担といふことは酷に失するものがあります。全部を負担するといふことはこれはもう妥当性を欠くことと申すから、もう一遍考慮を願ひたいと思ひます。それだけ申し上げておきます。

○政府委員(野原正勝君) 先ほど私申し上げました生産者が麦に對しまして、直接自分の負担でないといふことは、これは又考へ方を変えて言うならば、全部が政府の負担でやるのだという形とも解釈できると思ふのであります。つまり政府で買います場合は、その分をプラス・アルファして買ひわけでありまして、それ以上又政府に売る場合以外のものであります。この場合におきましては、政府に売ります場合よりも不利な場合には、お売りにならない

はずであります。従つてその分は又生産者のそのものの負担ではないといふふうに解釈ができるのであります。これは理論になりますけれども、麦の場合につきましては二十四というものが、あたかもすぐそれを自分の懐から拂うといふことになる高いことになりまして、その点は計算上はそうなつておりますが、事実上は別に農家の負担になることもないのじやないかといふことを私申し上げたのであります。昔二銭であつたというふうな時代から考へますと、成るほど大變なこれは違ひであります、確かに高いと考へますが、これは農産物価と又現在の勤勞所得というふうなものと考へまして、又現在の行政費の嵩んでおるというふうな事情から見れば、これ又その面から見れば余り高くない。いろいろ見方があろうと思ひますが、私どもとしては、できるだけ安くし、或いは又できれば全部政府がどういふものは出すといふことに漸次したいと思ひますが、現在の過程においては、なか／＼御要望の通りに行くと申すことが困難であらうというふうに考へておるのであります。

○片柳眞吉君 手数料の問題で政務次官の御答弁を聞いておりますと、こういうふうな理解をしてもよろしいかどうか、米のほうは統制が續いておりますから、これは手数料をせらない、従つて米の生産者価格が適当だと思へば、實際米の受入検査に要する費用は消費者に転嫁される、それから麦のほうは、今度の法律案が通りましたので、政府に売つて来る分は、一応手数料はとりましますけれども、その手数料は買入価格のほうに加算してありますから、これは生産者の負担にならない。これを換言すれば、政府に売つて来た麦の實際検査に要した費用は消費者に転嫁される、こういうふうな私には理解するのであります。即ち米は全部生産者価格に相当価格に決定すれば、米は全部消費者に一切の検査の実費が転嫁せられる。政府に売つて来た麦の検査の実費も消費者に転嫁される。残る問題は、民間取引で行く自由販売に属する麦その他雑穀、いも類等は、取引の強弱によりまして、場合によつては消費者に転嫁される場合もあり、又場合によつては生産者に転嫁される場合もある。そういうふうなケースが分れて来ると思ひますが、それで間違ひがないかということが第一点。それが間違ひないと思ひますと、結論としては、いずれにしてもこの食糧検査に關しては、一般会計は全然これは負担をしておらない。今言つた生産者が消費者か、どちらかが負担をするといふことになると思ひのであります。そこで一般会計が全然この検査に關して負担をしないという論拠はどこに求めていいの。むしろ只今他の委員からも御発言があつたやうな、全部でなくとも或いは一部は一般会計に、国と生産者、消費者、この三者が或る程度の負担をすることが正しいといふやうな感じもいたしますが、今の御答弁で参りますといふと、要するに国库としては一般会計では何ら負担をしないという根拠にならぬと思ひますが、その根拠はどこにありますか。その点を一つ御答弁を願ひます。

○政府委員(野原正勝君) 一般会計から持つて悪いということでは申し上げたわけでも何でもないであります。

一応の検査の独立性というか、建前上やはり予算などを扱つておる大蔵省側などで折衝の際においては、やはり検査機関として独立いたしなれば、当然検査収入によつて検査の業務は賄つていいという建前を主張されるわけでありすが、それに対しては、まあ農林省におきましても、原則的には健全な検査機関として独立した形にしたいという考え方で進めて来たわけでありすが、ただこれが一般会計から負担せよとか、或いは食糧特別会計の中からこれを持つというふうなことは、政策的に見ても私はあえて差支へはない。むしろ一般会計の中からこれができるだけ持てるものなら持つたほうがいい、かように思うのであります。今回の場合は、新らしく検査機構を形の上では独立した計算でやつて行こうというふうな建前でこの検査全体の収入というふうなものを割つて見たところが、大体表については一億二千万というふうなことになる。これはむしろ逆算した結果だと私は思うのであります。先ほどの御質問の中で、これは生産者の負担ではなく、全部が消費者に行くという建前をはつきりしておる、そう了承するというふうな話でありましたが、この点も実はあえて全部が全部消費者のほうに負担させたとは私も考えていないのであります。即ちできるだけ高く買つて、できるだけ安く売るといふ今回の食糧法の、特に参議院における御修正の精神を考へて見るならば、これは抜きにして考へますと、相当の赤字が出るわけでありまして、この赤字は政府が持つわけでありまして、この赤字の中にはこうしたものも内蔵されておるわけ

であります。おのずから赤字を分析すると、その中にはつまり検査の分も含まつておるといふことになるのであります。従つて固然とどの分が消費者の負担であるというふうなことは、分けるとして見れば、消費者の負担という形になつておりますけれども、この点もあえてはつきりしない。それから余りくどいようであります。買入れますときに、検査料というものがプラステルファでも入れておるわけでありまして、いわゆる最低保証価格というものの内容は、検査手数料まで含まれておるといふふうには私どもは解釈しておるのであります。それよりも高く売れる場合は、利益があるともみなせば、これは自由に販売をなさるわけでありまして、それは個人の御自由でありますけれども、政府の立場から考へて見れば、そういう意味合いで見ると、生産者の負担でもなければ、そして又全部が消費者の負担でもない。要するに政府の考へておる様で、政府のむしろ負担と考へてもいいのではなからうかというふうな考へておるわけでありまして。

ものが下げ得るか、現在のところは米は全然とれまへんし、政府に売つて来る麦も、手数料がとれない。残つたものは自由販売の麦と、僅かの数量の雑穀といふものについてしかネットの収入がない。全面的に手数料が入つて来る場合においては、現在の最高限度をもつと下げる余地があります。かどうか、その点を一つ重ねてお伺いいたします。

○政府委員(野原正勝君) これは食糧事務所における検査に当つておる人の機構の問題、或いは人員の問題等によつていろいろ計算が違つて参ります。恐らく我々の見通しとしましては、そういうあらゆる農産物に対する検査が全面的に行われるというふうな段階になりまして、当然その機能は現在よりももつと充実され、又非常に能率的に行われるというふうになることが予想されるわけでありまして、そうなりまして、当然量的には非常にたくさんものを扱うが、検査手数料などは相当大幅に引下げておるのじやないかというふうな想像はしております。細かな計算をしませんと、はつきりしたことは申し上げられませんが。

の点が下げ得るか、現在のところは米は全然とれまへんし、政府に売つて来る麦も、手数料がとれない。残つたものは自由販売の麦と、僅かの数量の雑穀といふものについてしかネットの収入がない。全面的に手数料が入つて来る場合においては、現在の最高限度をもつと下げる余地があります。かどうか、その点を一つ重ねてお伺いいたします。

○政府委員(野原正勝君) これは食糧事務所における検査に当つておる人の機構の問題、或いは人員の問題等によつていろいろ計算が違つて参ります。恐らく我々の見通しとしましては、そういうあらゆる農産物に対する検査が全面的に行われるというふうな段階になりまして、当然その機能は現在よりももつと充実され、又非常に能率的に行われるというふうになることが予想されるわけでありまして、そうなりまして、当然量的には非常にたくさんものを扱うが、検査手数料などは相当大幅に引下げておるのじやないかというふうな想像はしております。細かな計算をしませんと、はつきりしたことは申し上げられませんが。

を受けて麦を加工いたしましたして、精麦なり或いは小麦粉で売るといふ場合が出て来ると思ふのであります。これをいれなくて、第三條第一項にはその生産した小麦又は精麦を売渡す場合しか書いてない。今度は農協が委託を受けて小麦粉なり精麦を市場へ売るといふことが相当は出て来るのじやないかと思ふのでありますが、これが多少の疑問がありますのでその点が第一点であります。

それからもう一つは第四條の規定であります。輸入される小麦を輸入後において売り渡す場合には云々と、現在のところは小麦が主だと思ひますが、例へば第二條に規定しております農産物の中で、例へばとうもろこし等は或いは食糧、飼料両面の需要から今後はとうもろこし等が或る程度輸入されるという場合も起り得るのではなからうかと思ひますが、これは輸入されたとうもろこしは全然国の検査を受けなくてよろしいかどうか、これはまだ現在のところはそう大した問題がないかも知れませんが、せつかく改正の機会でありますのでそういう点が心配ないかどうか。特に第三條第一項の農協同組合の委託加工というものは相当私にはこれは出て来るのじやないかと思ふのですが、これは或いは遠藤さんにお聞きするのには無理かも知れませんが、政府当局どちらでも結構であります。その二点についてお伺いするのであります。

○政府委員(野原正勝君) 非常に技術的な問題でありますので、検査課長のほうから詳しい御説明をいたしたいと思ひます。

○説明員(松任谷健太郎君) お尋ねの第一点の農協同組合が工場を持ちまして小麦粉なり精麦にいたしまして、政府に売る場合もあり得るといふことでございます。例外的にさうな場合がありましては、買入の契約等によりまして、希望検査の建前で実施して参るといふことになりまして、或いは政府の検査といつたような建前で手数料等も政府が買入の場合には取らない、そういうふうな建前になるわけでございます。一応法律の建前をいたしましては希望の検査というふうなことで取扱つて参りたいということを考へております。

それからなお輸入とうもろこしの問題でございますが、輸入とうもろこしにつきましては、やはり希望検査品目になつてゐるわけでございます。検査を希望するといふような場合におきましては、国の検査を実施するといふことになるわけでございます。なおその根拠は第五條によりまして実施して参るといふ建前になると思ふのであります。

○片柳眞吉君 農協のやつはこれは大体どのくらいのものがあるかと思ひますが、それが希望検査という恰好で果して適當かどうか、若干のそこを洩れが起るのではないかと思ひますが、その辺について希望検査といふことだけではちよつとむづかしいのではないかとと思ひますが……。

○説明員(松任谷健太郎君) 精麦、小麦粉につきましては、いわゆる政府に売るといふことよりも民間に自由に融通するといふような建前が多いと思はれるのであります。さうな場合に

おきまして、検査を希望する場合においてこれを国が検査をするという建前になつておるのであります。

○島村軍次君 検査の手数料に關しましては、一応御答弁があつたのであります。が、今回の買上におきまして、価格の決定に際し確か食糧庁長官は価格の中に入れていないで手数料だけ、これは技術上事務的に切離すことはできないかも知れませんが、建前の上では価格には入れない、そこで先ほど片柳氏もお話になつた二重価格制との關係が、政務次官の御答弁と長官の御答弁と少し違ふような気がいたしますが、その点はちよつとはつきり事務の手続上のことから少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 長官がどんなふうな説明をしたか実は私聞いておりませんし、私も手数料の問題につきましては冒頭にお断り申し上げましたように、実はまだ十分研究はしてないかつたのであります。ですから折角の御質問でありましたので、私の見解として申上げたので、或いは多少まずい点もあつたかどうか知りませんが、その点はよく食糧庁長官に聞いてみました。政府の考え方を一本にいたしました。然るべき機会に御答弁を申し上げます。

○島村軍次君 そこで、これは、検査手数料を審議する場合に極めて重要な問題になつて来ると思ひのであります。が、この価格の問題と手数料とは事実取扱上において異なるという見解であるといひますれば、先にお話の独立採算制という問題は、今回の麦の統制廃止に伴つて、つまり一旦取るというものは価格に入つて取るのか、或いは別途

に取るのかという問題が残りますが、これを返す形式のようなふうになつておつたのであります。が、そういう点があるとするならば、これは予算は一つの不可分の問題でありました。が、取つたものを返して行くというふうになつて参ります。つまり、十五円取つて十五円返す、こういうふうなことになれば予算上の措置についても何ら問題がないのじやないかと思ひます。そこで併せて承わりたいと思ひますのは、大蔵省との折衝の場合に、今回の麦の統制廃止を前提として独立採算制の予算の建前で食糧の会計が決定したかどうか、これは審議された事項であり、或いは又予算のほうで聞く事項であるかも知れませんが、これは手数料をきめる場合に重要な關係になると思ひます。つまり将来の、昨日私が質問申し上げました検査の手数料を以て賄うということの建前が本年の予算に於いてもとられたかどうかということであり、将来独立した機構で独立採算制をとる場合においては、只今政次務官のお話のような問題が起ると思ひますが、人員整理というものは本年では考えられないのじやないか、従つて将来独立した場合に、やはり検査手数料なり機構の問題、その他をもつと検討して行つたらいんじやないかと、こう思ひのであります。その点を一つ……。

○政府委員(野原正勝君) 検査手数料は御承知の通り、一応収入があります。が、一般会計のほうの収入になるわけでありまして、特別会計、これはあとから食糧特別会計のほうには必要ない予算が講じられるわけでありまして、この取つた検査料をそのまま給料に拂

りか拂われないかというふうなことはないのであります。形の上から言へば特別の繋がりがなく、従つて検査手数料が減収になつたからと言つて、今直ちに人員の整理とかいうふうなことは別に考えないわけでありまして、併し検査の独立性、一応独立採算でやる建前で見ますと、やつて見ます結果において著しく財源が少くなつて来る、収入が減つたというふうなことになる、人員等についても検討は加えられるというふうなことになる。先ほどただ端的に収入が減つたからどうなるかというところで、それに対しては或る程度人員その他についても考えなければならぬ面が出て来ると申し上げたので、一応関連はあるわけであり

○島村軍次君 これは極めて重要なところなんです。が、只今飯島氏からのお尋ねに対して、下げる意思があるかどうかというお尋ねに対して、将来の人員、機構等の問題に關連を持つからということ、むしろ政務次官はこれは下げる意思がないようになつて御答弁であつたと思ひます。が、私はむしろ根本的にいひゆる従価税というふうな建前をとつて、逆にこの機構なり或いは人員等の問題から手数料を米が二十円であるから麦も二十円取るんだというその考え方には私は間違ひがあるのではなかつたかと思ひます。むしろ米が仮に二十円が適当であるとするならば、それを基準として、やはり従価税で小麦は例へば七割であれば十四円か十五円、或いは又小麦はそれに伴つて安くする。昨年のなたねの際に、これは政務次官もお聞きになつておるか知りません

が、なたねの手数料を五円にした、そこで経過から見ますと、たしか十円か十五円の予定のものを五円に下げた、こゝういう経過になつておるわけですね。一般から見ますと、なたねと麦との間の差違はこれは理論的にも一つ考えられると思ひますが、併しなたねが五円である際にこの麦が二十円といふやうなことはどうしても考えられんじやないか、いんや米と米の比較の場合においては是非共これは下げるというのが理論的でもあり、又将来お話のような独立採算制をとる場合にも、そういう論議における独立採算制を考へるといふのが筋ではないかと思ひます。将来の問題は第二といったしましても、本年は、先ほど来お尋ねした農家の負担にもならないような建前をとる場合におきましては、これは同じことじやないかという議論もあるかも知れませんが、併し自由取引の場合におきましては、やはりこれは価格と直接影響を持つ問題であります。で、従価税の制度をとるか、或いはともかくも検査の手数料は下げるという前提で十分な検討を加えて、この法案の審議の過程におきまして速かに結論を出して、只今の御答弁があつたようにこれは下げる意思はないということとを議がえして、下げる前提で一つ御研究を願ひたい。又併せて御答弁を願ひませんか。

○政府委員(野原正勝君) 絶対下げないといふやうなことを申し上げたのではなかつたのであります。が、いんや米を例へてお話を伺ひまして、私もいんや米の付いた面もございまして、飽くまでも適正な検査料でなければならぬという点につきましては、御指摘の通り全く同意

見でございます。ただ問題は一応米を二十円として麦を二十円としておる、確かに矛盾が感ぜられますが、米に対しては、全量を政府が買入れております關係で、ただ単に二十円ということとを設けただけで事實上全部政府がやつてゐるわけでありまして、麦に対しては、先ほど申しましたやうなことで、二十円とは申しませんが、事実上は政府で買上げます分については政府のほうの負担をやつており、又政府以外による場合におきましても、政府側に売渡すものよりも有利な場合に限つて生産者が売るわけでありまして、その意味においては特別に生産者の御負担にはならないといふやうな点を申し上げたので、米と麦の関連、或いはなたねといふやうなものの関連におきまして、麦の二十円が安当なりや否やといふことに対しては、十分これは検討の余地もあるかと思ひます。その点は十分一つ検討いたしまして、下げられるものであればこれはできるだけ下げることにするのがもとより当然であらうと思ひます。その面に向つてとくと検討を加えたいと思ひます。

○島村軍次君 もう一つ希望を申し上げます。その検討をされる場合におきまして、例へば小麦を二十円と売。併し検査手数料が二十円という場合と五円という場合とにおきましては、これは買受けるものから申しますと、よほど大きな、例へば製粉業者等が買入場合には非常に大きな数字になりまして、金額的に申しましても相当な影響のある問題です。従つてこれらも自由取引の場合及び取引上の關係と併せて十分検討して、これが消費

者に転嫁し、或いは又製粉上のコスト関係というような問題になりますといふと、よほど影響するところが多いと思ひますので、併せてこの点も御研究になりますようにお願いいたしておきます。

○滝井治三郎君 政務次官にちよつとお尋ね申上げたのですが、実は昨日長官にもお尋ねいたしましたのですが、それは検査が政府として一元的にされれば問題はないのでありますが、現在は政府でやりになる一方委託検査も行われている実情であります。委託検査でございますが、委託検査を委任された地方団体が委託されて検査をし、而も検査をしたものをその団体が買うという場合が現在あります。そういう場合にその団体以外の関係者が相当迷惑をし、又その間いろいろ問題が起つております。これは政府としては公共団体、都道府県で、代行するということになれば問題はないのでありますが、それ以外の民間団体で委託検査をするという場合には、これはいろいろ問題が起りますので、こういうような点は若し悪いとなれば是正して、政府、或いは都道府県に委託して検査をやらすというのが最も私は適正な方法じやなかろうかということをやつと以前からお尋ねしておつたのでありますが、長官のお話ではこれは政治的に相当強い力があるもので、今速急には困るという話も承わつたことがあるのであります。これは一つの例をとりますと、北海道の馬鈴薯であります。馬鈴薯の検査は一般検査は農林省でやつておいでになります、相当数の種子用馬鈴薯といたしまして、これを外郭民間団体で試験をいたしております。

ます。試験をする団体が而もそれを買上げます。買上げるものはその団体以外にいろいろ方面に関係者がたくさんいる。その間いろいろ問題が起つて、紛争を起している例をよく耳にいたしますのでありますが、そういうような弊害が仮にありとするならば、農林省或いは政府でやりになるか、そうでなければ、検査したものが即買入というふうなことで問題の起るようなことのない都道府県にこれを代行せしめるといふようなお考えがおありかどうかということをお尋ねいたします。細かい問題でございますが、お尋ねしておきます。

○政府委員(野原正勝君) 農産物検査法は飽くまでも国が責任を持つてやるわけでありまして、県の條例等によりまして検査法に準拠してやるという場合に、県内で消費するといふふうなものについては地方団体等がやるわけになつております。現在のところでは農産物検査法による国営検査の面におきましては、飽くまでも国が責任を持つて行方方針なのであります。

○滝井治三郎君 今例にとりました北海道の種子馬鈴薯であります、これは道内の需給ばかりでなく日本国内全国に種子用馬鈴薯として全国的に扱われているものであつて、決して道内だけのものに限らないのであります。而もこれが農会において種子馬鈴薯の試験をし、試験をすると同時にそれは農会でも買入が、他の農会以外のものも買うというふうなことで、その点いろいろ問題が起りますので、是非そういうふうなことは或いは道とかいふようなものに委託検査をやらすようなふうには是非なさうと思はうが、公平が期せられ

るのではないかと思います。その辺ちよつと政務次官の御答へが納得行きませんので、重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(野原正勝君) できるだけ今後は国営検査の障害にならない限り、地方庁にお願いしてやらせるということにいたしたいと考えております。いづれこの問題は十分検討いたしまして、申上げたいと思ひます。

○島村重次君 少ししつこいようですが手数料の問題について従来の経過と併せて念を押しておきたいと思ひます。昨年の手数料国営検査の法律案の通る際に、政務次官御承知の通り参議院はいろいろ案件の希望決議を付けて、その希望が容れられるという條件で通過させよう、という態度をとられた。私も當時をよく記憶しております。それはつまり検査手数料は将来十分研究して、そして高過ぎるから安くするよ、という希望が付けておる。そこでこれはその状況は速記録をよくお読み下さればおわかりになると思ひます。お調べ願つてその前提の下に御考慮を願ひたい。なお、昨日実は国営検査の独立の問題についてこれは農政上の立場から是非これは独立すべきものだ、という御尋ねをいたしたわけでありまして、ところが長官はそれは趣旨として賛成だといふことである、と同時に衆議院においては再三この問題が強く取上げられたことは御承知の通りであります。そこで私は将来手数料の問題等はこれに関連を持つて検討を当然加へべき問題でありまして、そこで初めていろいろな機構の問題或いは事務能率の刷新、検査方法の問題も同時に考えられて行くべきだと思ひますが、この際はその前提行為としても是非参議院

で昨年希望決議をしたその線に副つて手数料の問題を取り上げてもらつて、恐らくどういふ御協議になるか知りませんが、その条件によつて法律案の審議を進めるということになるのではなかつたかと私は予想いたしますので、成るべく早く御回答を願ひます。念を押しておきます。

○理事(西山亀七君) 速記をとめて下さい。

○理事(西山亀七君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○島村重次君 只今島村委員から意見があらうように、実は私もこの検査手数料問題についてとやかく申上げるのは、実は遅ればせでございます。前の国会で通過した時に審議のいとまがなかつた。文字通り一萬千里で通つてしまつた。その時の希望の條件としては高過ぎるからこの検査手数料については十分引下げよう、と考慮せられたいという條件付きで実は通してあるにもかかわらず、何ら考慮もしないで、今の政務次官の御答へを承わると、どうも極めて引下げの意図が稀薄のうちに感じられるので、我々はそういうことでは……まあ政務次官は位置を変えておいでになります、(笑)誠にどうも我々としては極めて不満足な回答であるのみならず、やはり生産者の立場から考えましても、今度自由になつた麦に対しては東畑長官が再三口を酸くして答弁されるように、政府に売る場合にはのせて返すのだから、農民の負担にならないといふことを言いますが、それは表向きのお話であつて、生産農家は政府に売るとは限つて

おらない。実際今年取扱われる数量が大部分政府の手に渡るとは我々考えない。そういう現実の問題等から考え、将来のことまで考え、なおこの前の法律案を通したその歴史的な経過にも鑑みて、ここはもう少し政務次官の答弁は含義があるといふか、含みのある答弁があつて然るべきことだと思ひます。

にもかかわらず今日は砂を噛んだやうな答弁をされるということでは、そういうことであれば改めて我々としてはこの改正法律については大して文句はないが、この前の審議が改めてこの繰返されるということになるので、この法律案の審議については私も、島村前政務次官は考慮されるであらうと言つたが、あらうではなくて、十分考慮してあらうと、今度の法律の審議については十分考へて、通すか通さないかは改めた問題にしたい。こう考へて頂いて、速かなる機会に……これはもう一年以上経過しておるから、その下げるという御意図があると思へば、どういふふうな引下げか、そういう具体案が出て然るべき時期だと思ひます。こう考へる。我々としては下げないということならそれで結構です。下げないならばそれに対する方法を考へる。そこらのところを十分一つお含みの上で、これは機構だとか、或いは行政整理といふことを持ち出されるけれども、これはそんなことは今に始まつた問題ではない。我々はそういうことを知らずに実はこれを取上げて言つておるのじやない。実はその辺のところも一つ、わざ／＼政務次官を煩わしたという意図はそこにあるのですから、どうか一

十分に御検討を煩わして、速かなる御回答を願いたい。

○片柳眞吉君 私もややしつこいようでありすが重ねて申し上げたいと思ひます。先ほど政務次官の御答弁で、例えば米が二十四というの、米は全部が政府が買つておるから實際は手数料をとるといふことがないのだ、そういう環境において二十四がきめられた、こういうような答弁があつたのですが、そういう御答弁であります、その手数料令をきめたときにおいては麦のほうもやはり全部政府が買上げておつたのだ、やはり麦についても手数料は入らんとする環境で同じくこれは作られたものである。要するにその過程を余り真剣に検討されてないといふうにのとれるわけだ。ところが米は続いておりますが、麦は今回漸く変えたわけでありすが、従つて實際これは麦の手数料をとるといふことになりましたと、やはりこの際手数料令を實際に即して検討する必要があるのじやないか、殊に小麦粉との比較をしてみますと、あれだけの加工をして製品価値も上つてゐるものが例えば五円である、厚麦が二十円というの、どちらも均衡を失するやうな感じがいたします。

それからもう一つは、実体論として申し上げますと、お話のように米は全部手数料は入らない、麦のほうも政府に売つて来るものは実体的には手数料が入らないと同じことになります。そうしますと、食糧会計に入つて来る實際の収入になる手数料はこれは極めて微々たるものである。現在の数万人を要する検査員の人件費、事務費に比して極めて僅かしか入つて来ておらないと思ひのであります、そういう点から二十

円を仮に十五円とかいふふうに下げて

もこれは大勢に影響がない。而もその政府へ売つて来る場合と自由販売する場合とはこれはどういふ比率になつて来るかわからないわけであつて、政府に幾ら売つて来るか、或いは民間取引になるものが幾らになるかということ、これは全く見通しの問題であるので、そういう点から二十四という現在の手数料令には、そうあえて拘束される必要はないのではないか、それから東畑君の言つた民間取引の二十四は、高い場合には政府に売らないでそつちへ売つて行くのだから、實際は支障がないといふやうな巧妙な答弁がありましたけれども、むしろ手数料を下げて行きますれば、或いは民間取引のほうが多くなつて、それだけ食糧会計のネットの手数料収入も減るといふ理窟も立つと思ひのであります。従つてどうもこれがなければ絶対独立採算制にひびが入るといふことではありません、これは極めて厳格に政府は頭張ることもあるのですが、あれだけの膨大な検査の人件費、事務費を賄うには極めて微々たるものにしかならないのであつて、従つて島村委員なり或いは飯島委員の言われたように、どうもこれは或る程度下げても私は行くのではないかと、いふに思ひのであります、御答弁はこの際要りません、その線で一つお考えを頂きたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 飯島さんと片柳さんの御質問に対して一括して御答弁申し上げます。これは麦に對する二十円という考え方は、食糧特別会計がい

を援うという段階になりますと、これ

は少しは考え方を變えて行つたほうがいいようにも考へるのであります。なお、これは絶対下げられないものであるといふやうな窮屈に考へておるわけでもないのではありませんが、先ほどども政府に誠意がないように言われまして甚だ遺憾であります、私も決して誠意がないわけではありません。できるだけ安くしたりということに向つて一つ大いに勉強したいと考へますので、一つその点は御了承を得たいと思ひます。お話のごとく多少下げたといつても大きな財政上のひびになるようなこともないのでありますので、この点を一つ十分内部で検討いたしまして、善処したいと思ひます。

○加賀操君 先ほどからいろいろ各委員から質問がありましたが、政府のほうで最も近い機会に御答弁を申し上げるという話でございますので、この問題につきましては、政府から答弁を頂きまして審議を継続することにしたいと思ひまして、一応この辺で今日は打切つて御進行を願ひたい。かように思ひわけであります。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○理事(西山亀七君) お諮り申し上げます。本法律案につきましては、手数料の問題に關して明日政府から回答があれば本法律案の審議を続行いたしますが、若し明日間に合わない場合には開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の審議に移り、質疑に入りたいと思ひます。如何でしょうか。

○松永義雄君 昨日加賀委員から御請求になりました数字の資料の提出を至急一つお願いいたします。

○理事(西山亀七君) なお、農業災害補償制度の三法案につきましては、昨日衆議院農林委員會において別紙のような修正と決議が加えられて可決せられました。今明日中に本付託になる見込であります。以上御報告申し上げます。

今日はこの程度で散会したいと思ひますが……

○理事(西山亀七君) それじやこれで今日は散会いたします。

午後三時二十二分散会

五月二十七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、農産物検査法の一部を改正する法律案(衆)予備審査のための付託は五月十七日)